



金 沢 市 公 報

号外第24号の3

令和4年(2022年)6月22日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○金沢市除雪機械等購入費補助金交付要綱の一部改正について (") 6
○金沢市原油価格等高騰緊急対策生活困窮世帯福祉光熱費助成金交付要綱 (生活支援課)	1	○金沢市における危険ブロック塀の除却に関する補助金交付要綱の一部改正について (建築指導課) 6
○金沢市指定文化財の修理事業等及び選定保存技術の保存事業に関する補助金交付要綱の一部改正について (文化財保護課)	3	○金沢市ひとり親世帯に対する生活支援特別給付金の支給に関する要綱及び金沢市ひとり親世帯以外の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の支給に関する要綱の廃止について (子育て支援課) 7
○金沢市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に関する要綱の一部改正について (生活支援課)	5	● 選挙管理委員会告示
○金沢市ひとり親世帯以外の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の支給に関する要綱の一部改正について (子育て支援課)	5	○金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例施行規程の一部改正について (選挙管理委員会) 7
○金沢市公衆浴場施設等整備補助金交付要綱の一部改正について (健康政策課)	6	
○金沢市消雪装置設置費補助金交付要綱の一部改正について (道路管理課)	6	

告 示

●金沢市告示第192号

金沢市原油価格等高騰緊急対策生活困窮世帯福祉光熱費助成金交付要綱を次のように定める。

令和4年6月22日

金沢市長 村 山 卓

金沢市原油価格等高騰緊急対策生活困窮世帯福祉光熱費助成金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で原油価格や電気・ガス料金の高騰に対する緊急対策として、本市の生活困窮世帯の光熱費に対する助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において「基準日」とは、令和4年7月1日をいう。

2 この要綱において「長期入院者」とは、1か月以上継続して病院、診療所等に入院している者をいう。

3 この要綱において「対象外施設」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第42条に規定する障害児入所施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設及び同法第44条に規定する児童自立支援施設
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第2項に規定する救護施設
- (3) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム及び同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- (4) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によ

りなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設

- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設

（交付対象世帯）

第3条 市長は、基準日において次の各号のいずれかに該当する世帯（以下「交付対象世帯」という。）に対して助成金を交付する。

- (1) 生活保護法による被保護世帯となっている世帯（これに準ずるものとして市長が別に定める世帯を含む。）で、次に掲げる要件の全てを満たすもの（以下「生活保護世帯」という。）

ア 生活保護法第26条、第28条第5項又は第62条第3項の規定により保護が停止されている世帯でないこと。

イ 長期入院者、居所がない者又は対象外施設に入所している者のみで構成されている世帯でないこと。

- (2) 要介護高齢者（介護保険法第19条第1項の規定による要介護認定を受けている65歳以上の者で、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5の認定を受けているものをいう。以下同じ。）がいる世帯で、次に掲げる要件の全てを満たすもの（以下「要介護高齢者世帯」という。）

ア 令和4年度分市町村民税非課税者（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和4年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとする。）の均等割及び所得割が課されていない者をいう。以下同じ。）のみで構成されている世帯であること。

イ 要介護高齢者が長期入院者又は対象外施設に入所している者でないこと。

- (3) 重度障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳に障害の程度が1級若しくは2級である者として記載されている者、療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に規定する療育手帳に記載されている程度記号がAである者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が1級である者をいう。以下同じ。）がいる世帯で、次に掲げる要件の全てを満たすもの（以下「重度障害者世帯」という。）

ア 令和4年度分市町村民税非課税者のみで構成されている世帯であること。

イ 重度障害者が長期入院者又は対象外施設に入所している者でないこと。

- (4) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条の規定により児童扶養手当の受給資格及び手当の額について認定を受けている者（以下「受給資格者」という。）がいる世帯で、令和4年度分市町村民税非課税者のみで構成されているもの（以下「児童扶養手当受給世帯」という。）

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、1世帯当たり11,000円とする。

- 2 交付対象世帯が、前条各号のうち2以上に該当する世帯であっても、助成金は、重ねて交付しない。

（申請不要世帯交付対象者への交付の申込み等）

第5条 市長は、申請不要世帯交付対象者（生活保護世帯の基準日における代表者及び児童扶養手当受給世帯の基準日における受給資格者をいう。以下同じ。）に対し、助成金の交付の申込みを行う。

- 2 申請不要世帯交付対象者は、前項の申込みを受けた際、助成金の受給の拒否を届け出ることができる。

- 3 市長は、令和4年7月25日までに前項の規定による届出がないときは、速やかに交付を決定し、申請不要世帯交付対象者に対し、助成金を交付する。

（要申請世帯に係る交付申請手続等）

第6条 要申請世帯（要介護高齢者世帯及び重度障害者世帯をいう。）に対する助成金の交付を受けようとする当該世帯の代表者（以下「要申請世帯交付対象者」という。）は、市長が別に定める申請書により、市長に申請を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請の際、必要に応じて運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳その他官公署が発行する身分証明書の写し又は原本を提出させ、又は提示させること等により、当該要申請世帯交付対象者が本人であることの確認を行うものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、助成金の交付を決定し、当該申請を行った者に対し、助成金を交付する。

（申請受付開始日及び申請期限）

第7条 前条第1項の規定による申請に係る受付を開始する日は、市長が別に定める。

2 前条第1項の規定による申請の期限は、やむを得ない場合を除き、令和4年10月31日までとする。

(代理による申請)

第8条 代理人(第6条第1項の規定による申請を代理する者をいう。)は、当該申請を行った者の指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者に限るものとする。

(助成金の交付方法)

第9条 第5条第3項又は第6条第3項の規定による助成金の交付は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 生活保護世帯 基準日時点において本市が把握する生活保護費の振込時における指定口座への振込み又は市の窓口での現金による交付
- (2) 児童扶養手当受給世帯 基準日時点において本市が把握する児童扶養手当の振込時における指定口座への振込み
- (3) 要介護高齢者世帯及び重度障害者世帯 第6条第1項の規定による申請の際に指定した口座への振込み

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、基準日後令和4年7月25日までに生活保護費又は児童扶養手当の振込時における指定口座について変更の届出があったときは、助成金の交付は、当該届出のあった口座への振込みにより行うものとする。

(助成金の交付に関する周知)

第10条 市長は、交付対象世帯の要件、申請の方法、申請受付開始日その他の助成金の交付に係る事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 第7条第2項の期限までに助成金の申請を行わない要申請世帯交付対象者は、助成金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第5条第3項の規定により生活保護世帯に対する助成金の交付の決定を行った後、本市が把握する生活保護費の振込時における指定口座(交付の決定の前に指定口座の変更の届出があった場合には、当該届出のあった口座)に助成金の交付を行う手続を行ったにもかかわらず、口座の解約、変更等により令和4年10月31日までに口座への振込みができない場合及び同日までに市の窓口での現金交付ができない場合は、やむを得ない場合を除き、本件契約は解除されるものとする。

3 市長が第5条第3項の規定により児童扶養手当受給世帯に対する助成金の交付の決定を行った後、本市が把握する児童扶養手当の振込時における指定口座(交付の決定の前に指定口座の変更の届出があった場合には、当該届出のあった口座)に助成金の交付を行う手続を行ったにもかかわらず、口座の解約、変更等により令和4年10月31日までに口座への振込みができない場合は、やむを得ない場合を除き、本件契約は解除されるものとする。

4 市長が第6条第3項の規定により助成金の交付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等、申請を行った者の責めに帰すべき事由により助成金の交付ができなかった場合において、市長が確認等に努めたにもかかわらず補正等が行われなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者に対し、交付を行った助成金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 助成金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

●金沢市告示第193号

金沢市指定文化財の修理事業等及び選定保存技術の保存事業に関する補助金交付要綱(昭和53年告示第41号)の一部を次のように改正する。

令和4年6月22日

金沢市長 村 山 卓

第2条を次のように改める。

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定文化財 金沢市指定文化財、県指定文化財等及び重要文化財等をいう。
- (2) 金沢市指定文化財 金沢市文化財保護条例（昭和48年条例第8号）の規定により指定された金沢市指定文化財（国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。）をいう。
- (3) 県指定文化財等 石川県文化財保護条例（昭和32年石川県条例第41号）の規定により指定された石川県指定有形文化財、石川県指定有形民俗文化財、石川県指定無形民俗文化財並びに石川県指定史跡、石川県指定名勝及び石川県指定天然記念物で本市の区域内にあるもの（国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。）をいう。
- (4) 重要文化財等 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により指定された重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物で本市の区域内にあるもの（国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。）をいう。
- (5) 選定保存技術 金沢市文化財保護条例の規定により選定された金沢市選定保存技術をいう。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

補助事業の種類	範 囲	補 助 金 の 額		
		金沢市指定文化財	県指定文化財等	重要文化財等
(1) 有形文化財修理復旧事業	建造物の修理又は復旧工事	補助事業に要する経費（以下「補助事業費」という。）の80パーセントに相当する額以内の額とする。ただし、当該補助事業が災害その他特別の事情による場合は、当該補助事業費の90パーセントに相当する額以内の額で市長が別に定める額とする。	石川県知事が承認した補助事業費から石川県が交付する補助金（以下「県補助金」という。）を控除した額の60パーセントに相当する額以内の額とする。	文化庁長官が承認した補助事業費から国庫補助金を控除した額の35パーセントに相当する額以内の額とする。
	美術工芸品（書跡、典籍、古文書、考古資料及び歴史資料を含む。）の修理又は復旧	補助事業費の75パーセントに相当する額以内の額とする。ただし、当該補助事業が災害その他特別の事情による場合は、当該補助事業費の90パーセントに相当する額以内の額で市長が別に定める額とする。	石川県知事が承認した補助事業費から県補助金を控除した額の50パーセントに相当する額以内の額とする。	文化庁長官が承認した補助事業費から国庫補助金を控除した額の25パーセントに相当する額以内の額とする。
(2) 無形文化財保存伝承事業	無形文化財保存事業	無形文化財の保存のための記録作成又は用具等の製作補修		
	無形文化財伝承事業	指定文化財の伝承者の養成及び公開のために必要な事業	補助事業費の80パーセントに相当する額以内の額とし、その額が100万円を超えるときは、100万円とする。	
(3) 民俗文化財修理復旧保存	有形民俗文化財修理復旧事業	民俗資料等の修理又は復旧	補助事業費の75パーセントに相当する額以内の額とする。た	石川県知事が承認した補助事業費から県補助金を控除した額
				文化庁長官が承認した補助事業費から国庫補助金を控除した額

伝承事業			だし、当該補助事業が災害その他特別の事情による場合は、	の50パーセントに相当する額以内の額とする。	額の25パーセントに相当する額以内の額とする。
	無形民俗文化財保存事業	記録作成又は風俗慣習用具、民俗芸能用具等の製作補修	当該補助事業費の90パーセントに相当する額以内の額で市長が別に定める額とする。		
	無形民俗文化財伝承事業	指定文化財の伝承者の養成及び公開のために必要な事業	補助事業費の80パーセントに相当する額以内の額とし、その額が50万円を超えるときは、50万円とする。	補助事業費の80パーセントに相当する額以内の額とし、その額が50万円を超えるときは、50万円とする。	
(4) 記念物修理復旧等事業	史跡修理復旧等事業	修理若しくは復旧工事、環境保全工事又は維持管理のための施肥、消毒等	補助事業費の75パーセントに相当する額以内の額とする。ただし、当該補助事業が災害その他特別の事情による場合は、当該補助事業費の90パーセントに相当する額以内の額で市長が別に定める額とする。	石川県知事が承認した補助事業費から県補助金を控除した額の50パーセントに相当する額以内の額とする。	文化庁長官が承認した補助事業費から国庫補助金を控除した額の25パーセントに相当する額以内の額とする。
	名勝修理復旧等事業				
	天然記念物修理復旧等事業				
(5) 防災施設等設置修理保守点検事業	防災施設設置修理保守点検事業	火災、盗難等の防災施設の設置工事若しくは修理工事又は保守点検			
	保存施設設置修理事業	収蔵保存施設の設置工事又は修理工事			

別表第2中「70パーセント」を「75パーセント」に改める。

附 則

改正後の金沢市指定文化財の修理事業等及び選定保存技術の保存事業に関する補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行う補助事業について適用する。

●金沢市告示第194号

金沢市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に関する要綱（令和3年告示第206号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月22日

金沢市長 村 山 卓

第7条第2項中「令和4年6月30日」を「令和4年8月31日」に改める。

●金沢市告示第195号

金沢市ひとり親世帯以外の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の支給に関する要綱（令和4年告示第182号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月22日

金沢市長 村 山 卓

第3条第1項第1号中「オまで」を「カまで」に改め、同号オ中「その他対象児童の養育者」を「高校生等を養育

する者」に改め、「令和4年3月31日において」を削り、「であって、」の次に「令和4年3月31日において」を加え、「令和4年4月1日」を「同年4月1日」に、「当該児童」を「当該児童」に改め、同号に次のように加える。

カ 政令で定める額以上の収入がある養育者（アからエまでのいずれかに該当する者以外の者のうち、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第7条に規定する額以上の収入があり、平成19年4月2日以後に出生した児童を養育する者であって、令和4年3月31日において日本国内に住所を有するもの又は同年4月1日以後に当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになったものをいう。）

●金沢市告示第196号

金沢市公衆浴場施設等整備補助金交付要綱（昭和56年告示第25号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月22日

金沢市長 村 山 卓

第1条中「の経営者」の次に「又は経営をしようとする者」を、「以下」の次に「これらを」を加える。

第2条中「石川県公衆浴場基準条例（昭和45年石川県条例第16号）」を「公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の許可を受け、又は受けようとする施設であって、金沢市公衆浴場法施行条例（平成24年条例第68号）」に改める。

第3条中「に営業する」を「において営業し、又は営業しようとする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、公衆浴場法第2条第1項の許可を受けようとする施設等の整備にあつては、廃業した公衆浴場の存する敷地において、当該廃業した公衆浴場の施設等を活用し、又はこれを建て替えて設置する公衆浴場の施設等の整備に限り、補助金の交付の対象とする。

附 則

改正後の金沢市公衆浴場施設等整備補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行う公衆浴場の施設等の整備について適用する。

●金沢市告示第197号

金沢市消雪装置設置費補助金交付要綱（昭和47年告示第50号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月22日

金沢市長 村 山 卓

第5条中「3分の2」を「4分の3」に改める。

附 則

改正後の金沢市消雪装置設置費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行う消雪装置の設置又は改修について適用する。

●金沢市告示第198号

金沢市除雪機械等購入費補助金交付要綱（昭和52年告示第63号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月22日

金沢市長 村 山 卓

第4条中「3分の2」を「4分の3」に改める。

附 則

改正後の金沢市除雪機械等購入費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行う除雪機械又は消雪用水中ポンプの購入について適用する。

●金沢市告示第199号

金沢市における危険ブロック塀の除却に関する補助金交付要綱（昭和59年告示第27号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月22日

金沢市長 村 山 卓

第1条に見出しとして「(趣旨)」を付する。

第2条に見出しとして「(用語の意義)」を付し、同条第1号中「第42条第1項」を「第42条」に改める。

第3条に見出しとして「(補助金の交付)」を付し、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる危険ブロック塀の除却については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 危険ブロック塀の一部の除却(上段の部分の除却に限る。)で、次のアからエまでのいずれかに該当するもの
 - ア 当該除却により残る下段の部分(基礎を含む。)の高さが道路面から60センチメートルを超えるもの
 - イ 当該除却により残る下段の部分がコンクリートブロック造で3段以上のもの
 - ウ 当該除却により残る下段の部分が建築基準法第42条に規定する道路上に築造されているもの
 - エ 当該除却により残る下段の部分をフェンスの基礎として使用する等当該部分に新たな負荷を生じさせるもの
- (2) 危険ブロック塀の一部の除却により残る部分を土留めの用途に供するもの
- (3) 危険ブロック塀の一部の除却により残る部分にひび割れがある等安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると市長が認めるもの
- (4) 当該除却により周辺に被害が生ずるおそれがあると市長が認めるもの

第4条に見出しとして「(補助金の額)」を付する。

第5条に見出しとして「(雑則)」を付し、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(適用除外)

第5条 市長は、次に掲げる者には、補助金を交付しない。

- (1) 建物の解体に伴い危険ブロック塀を除却する者
- (2) 過去にこの要綱に規定する補助金の交付を受けた者であって、自己の所有し、又は管理する一団の土地(当該交付に係る危険ブロック塀が存した一団の土地に限る。)内で危険ブロック塀を除却する者
- (3) 新たにブロック塀を設置するために既存の危険ブロック塀を除却する者

附 則

改正後の金沢市における危険ブロック塀の除却に関する補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行う危険ブロック塀の全部又は一部を除却する者について適用する。

●金沢市告示第200号

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 金沢市ひとり親世帯に対する生活支援特別給付金の支給に関する要綱(令和3年告示第154号)
- (2) 金沢市ひとり親世帯以外の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の支給に関する要綱(令和3年告示第197号)

令和4年6月22日

金沢市長 村 山 卓

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第111号

金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例施行規程(平成6年選挙管理委員会告示第28号)の一部を次のように改正する。

令和4年6月22日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

様式第4号その1の備考第4項第2号中「15,800円」を「16,100円」に改める。

様式第5号の備考第4項第2号中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

様式第6号の備考第4項第2号中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

様式第7号その1(別紙)その2中「15,800円」を「16,100円」に改め、同様式その2(別紙)の備考第1項中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同様式その3(別紙)の備考第2項中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

附 則

改正後の金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例施行規程の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和4年(2022年)6月22日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄